

# 宇都宮市車体利用広告物の許可に関する要綱

平成18年 9月 1日 制定

平成26年 4月 1日 改正

令和 5年 4月 1日 改正

令和 5年 8月25日 改正

## (目的)

**第1条** この要綱は、車体利用広告物について、宇都宮市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第45号。以下「規則」という。）第6条第4項に規定する別表第3（第6条関係）に掲げる事項のほか必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車体利用広告物 宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号。以下「条例」という。）第10条第1項の許可を受けなければならない広告物のうち、自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供するものをいう。）、鉄道車両（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供するものをいう。）及び軌道車両（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第6号に掲げる軌道運送高度化事業の用に供するものをいう。）に表示する広告物をいう。
- (2) 交通事業者 車体利用広告物の媒体となる車両を用いて、道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）、鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業を経営する者及び宇都宮市軌道施設条例（令和4年条例第36号）第5条第1項の許可を受けて軌道施設を使用する者をいう。

## (市長の責務)

**第3条** 市長は、車体利用広告物を許可するにあたり、良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止について配慮するものとする。

## (ガイドライン)

**第4条** 市長は、車体利用広告物において景観との調和や識別性、交通安全の確保及び市民への対応の観点から、宇都宮市車体利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライ

ン」という。)を策定するものとする。

#### (広告主等の責務)

**第5条** 広告主又は広告制作会社で、車体利用広告物を掲出しようとするときは、市長の示したガイドラインを遵守するものとする。

#### (交通事業者の責務)

**第6条** 交通事業者は、車体利用広告物を掲出しようとするときは、ガイドラインに基づき、自主審査機関を設置し、当該車体利用広告物について自主審査を行うものとする。ただし、当該交通事業者を代表する団体、または、当該交通事業者の完全子会社その他資本上密接な関係を有する法人であって当該交通事業者に係る広告業務の取扱いを専らとするものが自主審査機関を設置し、自主審査を行う場合においては、これを当該交通事業者が行った自主審査とみなす。

2 前項の自主審査機関を設置したときは、交通事業者又はこれを代表する者は、前条及び規則第6条第3項に規定する別表第3に掲げる事項に基づき自主審査基準を策定するものとする。

3 交通事業者又はこれを代表する者は、前項の自主審査基準及び自主審査機関の名簿を市長に提出するものとする。これらについて変更があったときも同様とする。

4 交通事業者又はこれを代表する者は、車体利用広告物自主審査報告書(以下「報告書」という。)を作成するものとする。

#### (報告の聴取、助言等)

**第7条** 市長は、この要綱の目的を達成するために必要な限度において、広告主等及び交通事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

#### (自主審査結果の添付)

**第8条** 車体利用広告物の許可申請にあたり条例第10条第1項の許可を受けなければならない者は、許可申請書に車体利用広告物デザインチェックシート(様式第1号)及び報告書を添付するものとする。

#### (補則)

**第9条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月26日から施行する。